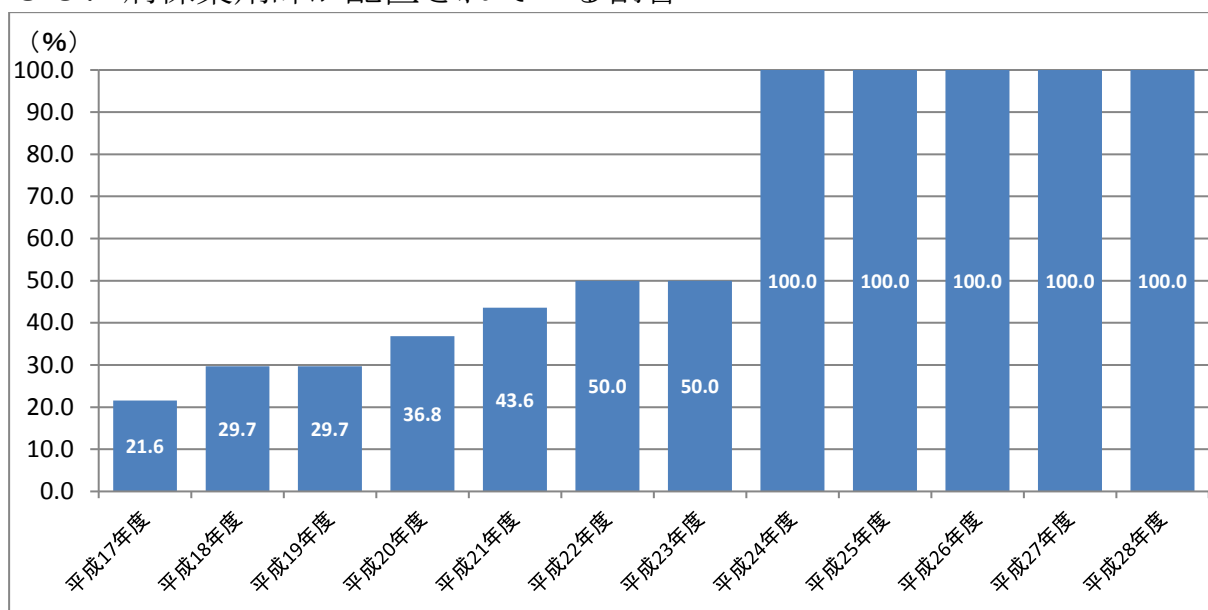


8.3. 病棟薬剤師が配置されている割合



薬剤師は、チーム医療の中で薬の専門家として重要な役割を担う。それは、医薬品の適正使用以外にも、取り扱いや保管管理など薬の全てに関わる。

平成24年度の診療報酬改定では、全病棟に担当薬剤師を配置することで、病棟薬剤管理加算が認められた。平成28年度の診療報酬改定では、努力義務であった救命病棟においても薬剤師を配置することで病棟薬剤管理加算2が新設され、薬剤師の必要性が認められた結果が示された。

平成24年度より救命病棟を含め全病棟に薬剤師を配置している。平成28年度は、担当薬剤師を増員し薬剤師が不在となる日がないよう努め、質の向上と医師の業務軽減に貢献した。

データ提供 薬剤部